



相模原市スタディクーポン事業 参画事業者募集

【相模原市スタディクーポン事業について】

家庭の経済状況に左右されず、子どもの学力や学習意欲を伸ばす機会を拡充し、子ども自身が望む学校への進学を支援する目的として、学習塾等で利用できるクーポンを配布する事業です。

本事業の概要

(1)対象者

相模原市内に居住する中学3年生の生徒を養育し、就学奨励金の交付決定を受けている保護者

(2)助成額

生徒一人あたり上限 年間12万円分
(令和7年4月から令和8年3月までの最大12か月間)
※対象者ごとに就学奨励金対象期間が異なります。
※クーポンは1円単位で利用できます。

(3)交付方式

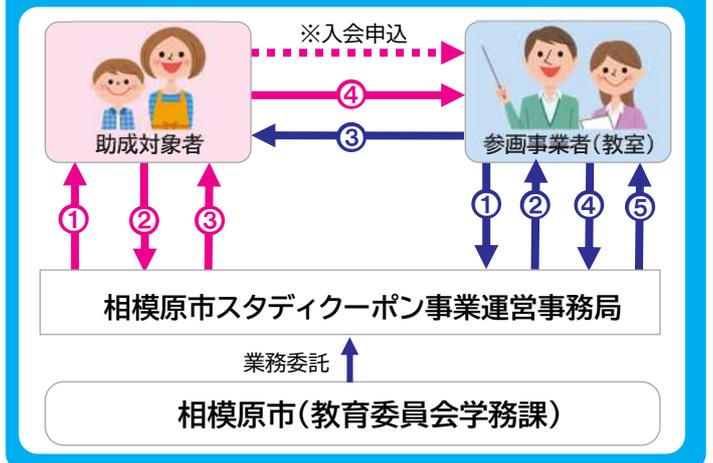
インターネット上で利用できる電子クーポンを交付
※インターネット環境が無い利用者には、カード型クーポンを交付

参画事業者が特別な機器を購入する必要はありません。

(4)利用期間

クーポン交付から **令和8年2月28日(土)** まで
※生徒の市外転居等により、以降利用不可となる場合があります。

事業イメージ図



助成対象者

- 1 クーポン申込の案内
- 2 クーポン申込
- 3 クーポン交付
- 4 クーポン利用

※クーポンは学習塾等の「費用を支払う」もので、「入会申込をする」ものではありません。
学習塾等への入会手続きは、クーポン初回利用の前に、必ず助成対象者ご自身で行ってください。

参画事業者(教室)

- 1 登録申請
- 2 承認・登録完了
- 3 ※助成対象者のクーポン利用後 サービス提供
- 4 当月分のクーポン利用額請求 (利用の翌月5営業日)
- 5 助成額支給 (翌月末)

参画事業者 登録条件抜粋 (詳細は募集要項を必ずお読みください)

- ① 主要5教科(国語、数学、理科、社会、英語)のいずれかについて、中学3年生を対象に補習や進学指導等の学習支援を行うサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している事業者であること
- ② 次のいずれかの条件を満たすサービスを提供していること
 - ア. 教室型：特定の教室に生徒を集め、集団または個別に指導を行うもの
【例】学習塾、個別指導塾
 - イ. 訪問型：登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導を行うもの
【例】家庭教師
(個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態や、教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない)
 - ウ. 通信型：特定の事業所に生徒を集めずに、インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行うもの
【例】通信教育、オンライン学習塾、オンライン家庭教師
(教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない)
- ③ 日本国内に本社または事業所を有し、相模原市民が利用できること
- ④ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けていること
- ⑤ 利用者へのサービス提供にかかる管理が適切に行われており、個人情報の保護について万全を期していること

〈クーポンの利用対象となる費用〉

- ・ 初期費用
- ・ 月謝、受講料
- ・ 試験料、学力テスト料
- ・ 教材費 など

※クーポン交付後かつ今年度の授業を受けるために参画事業者に支払うものに限り対象です。

登録申請期限

令和7年6月27日(金)【必着】
※7月事業開始時から参画事業者としてクーポンを取り扱うための申請期限です。

以降も随時受付いたします。

登録申請から利用開始までの流れ

① 参画事業者登録の申込み



WEB申請の場合

①登録申請フォームのページにアクセスします
登録申請フォームはこちら



URL : https://va.apollon.nta.co.jp/sagamihara_study/

②「参画事業者登録申請フォーム」から
必要事項を入力して送信します
※必要書類をアップロードします



③送信完了すると、確認メールが届きます。

必要書類のアップロードにはご自身で書類をアップロード可能な形式の
ファイルにして頂く必要がございます。あらかじめ書類をスキャンする
又は カメラで撮影するなどのご準備をお願いいたします

ファイル形式

JPEG(.jpgまたは.jpeg), PNG(.png), GIF(.gif), PDF(.pdf)

ファイルサイズの上限

10MBファイルサイズまで



郵送申請の場合

①運営事務局にご連絡頂き、申請書を取り寄せてください

TEL:050-8894-4390
平日11:00~18:00(土日祝日除く)

②申請書がお手元に届きましたら、必要事項をご記入ください

③必要書類をご準備ください

④申請書と必要書類を
運営事務局にご郵送ください

〒231-0015
宛先 横浜市中区尾上町6丁目81番地
ニッセイ横浜尾上町ビル4F
相模原市スタディクーポン事業運営事務局

② 事務局で確認・
審査・登録



③ 公式サイトへ
掲載



※いずれの方法でご登録されても登録料・年会費等は一切かかりません
※登録にかかる通信料・送料はご負担ください

必要書類について（詳細は募集要項を確認ください）

区分	法人	任意団体	個人事業主
ア 申請書等 確認書類	サービス内容及び費用が記載された文書(チラシ、パンフレットなど)		
イ 振込先 確認書類	通帳の写し(振込先の金融機関・支店・口座番号・名義人全て記載)		
ウ 事業実態 確認書類	法人登記簿謄本又は 登記事項証明書の写し ※発行後3か月以内のもの	法人納税証明書(その2)など ※提出困難の場合には代替書類あり	所得税確定申告書の写しなど ※提出困難の場合には代替書類あり

※本案内が送付されても、サービス内容によって対象外となる可能性があります。
必ず参画事業者募集要項を確認してご申請ください。

お問合せ先

相模原市スタディクーポン事業運営事務局（日本旅行神奈川法人営業部内）

〒231-0015 横浜市中区尾上町6丁目81番地 ニッセイ横浜尾上町ビル4F

TEL : 050-8894-4390 Mail : sagamihara_study@nta.co.jp

営業時間：平日11:00~18:00（土日祝日除く）

※本事業は株式会社日本旅行（Gigi株式会社の一部業務再委託）へ業務委託し運営・実施します